

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月27日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社平和
【届出者の住所又は所在地】	東京都台東区東上野二丁目22番9号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3839 - 0077 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部経理グループ担当 坂本 雅夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社平和 (東京都台東区東上野二丁目22番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社平和をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、PGMホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

P G Mホールディングス株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成20年3月26日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

ロ 平成20年3月26日開催の対象者定時株主総会及び平成21年1月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

ハ 平成21年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成21年6月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

ニ 平成21年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成21年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といい、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

新株予約権付社債

イ 平成19年4月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年10月26日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部にその株式を上場している対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。

当社は、対象者の筆頭株主であるLSF Transcontinental Holdings SCA（以下「LSF社」といいます。）との間で、平成23年10月26日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、LSF社が保有する対象者株式760,000株（株式所有割合（注）60.90%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております（その概要については、後記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に関する合意」をご参照ください。）。

本公開買付けは、対象者を当社の連結子会社とすることを目的とするものであることから、625,243株（株式所有割合50.10%）を下限として設定しております。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（625,243株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、本公開買付けは、対象者株式の全ての取得又は上場廃止を企図するものではありませんが、LSF社以外の対象者の株主の皆様に対しても売却の機会を確保するため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（625,243株）を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「3. 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。）。

なお、対象者公表の平成23年10月26日付「株式会社平和による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けについて、リーガル・アドバイザーとして、当社、LSF社及び対象者から独立した東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー・マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）（以下「ベーカー・マッケンジー法律事務所」といいます。）を選任し、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けながら慎重に協議、検討の上、本公開買付けにより当社がLSF社保有の対象者普通株式を取得し、対象者が当社の連結子会社となることは、( )短期的な投資回収を目的としない事業会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の経営安定に資すること、( )資金調達側面から、対象者によるゴルフ場の追加買収を通じた成長への支援が期待できること、及び( )対象者の経営方針及び事業計画の継続性が保てる見込みであること等に鑑みると、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、平成23年10月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役3名全員の一致により、決議したとこのことです（なお、対象者によれば、対象者の取締役は合計5名であるところ、そのうち、高松丈久氏及びヴィリリトニー氏については、後記「(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係のない取締役及び監査役全員による承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本

公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。)

一方、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、( )対象者の普通株式については、(a)当社、L S F社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定義される意味を有します。以下同じです。)に該当しないS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)から取得した対象者の普通株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付け等の価格は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)に基づくレンジの下限価格である1株当たり80,786円を上回っていないことに加え、(b)本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者においても上場を維持することを希望しており、また、対象者の普通株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者の普通株式についての本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を、また、( )本新株予約権及び本新株予約権付社債についても、上記(b)と同様の理由から、本新株予約権及び本新株予約権付社債について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。)及び本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」といいます。)の皆様のご判断に委ねる旨を、審議及び決議に参加した取締役3名全員の一致により決議をしたとのことです(なお、対象者によれば、上記の本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨の決議と同様の理由により、高松丈久氏及びヴィリリトニー氏については、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。)。また、上記の平成23年10月26日開催の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役3名(うち2名は社外監査役)が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項(すなわち、本公開買付けについて、( )賛同の意見を表明する旨、並びに( )対象者の普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主、本新株予約権者及び本新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議)について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(注) 株式所有割合は、対象者が平成23年8月11日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,183,633株)に、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の第4回新株予約権(1,500個)、第5回新株予約権(501個)、第7回新株予約権(1,000個)及び第8回新株予約権(2,475個)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(5,476株)並びに本新株予約権付社債の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(58,881株)を加算した株式数(1,247,990株)を分母にして計算しております(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)。但し、第7回新株予約権(1,000個)においては、公開買付期間の末日までに権利行使期間は到来いたしません。以下同じです。

## (2) 本公開買付けを実施する背景及び理由

対象者は平成16年12月にゴルフ場の保有・運営を主たる事業とする対象者グループ会社の株式を保有する持株会社として設立し、それ以降、経営破綻したゴルフ場の取得を積極的に行い、事業を拡大してまいりました。平成18年12月期末には、保有・運営ゴルフ場数が100を超え、国内最大級のゴルフ場運営会社に成長し、安定した収益性を実現しております。また、平成17年12月には、東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。

これに対し、当社は、パチンコ機・パチスロ機の開発・製造・販売を主な内容とする遊技機事業において、エンドユーザーのニーズを先取りした魅力あふれる商品を市場に提供し、シェアの拡大及び業績の拡大に努めてまいりました。もともとパチンコ機メーカーとしてスタートした当社は、平成19年8月に開発力に優れるパチスロ機メーカーの株式会社オリンピアを株式交換により完全子会社化いたしました。これにより、当社はパチンコ機及びパチスロ機の両輪を併せ持つ遊技機メーカーへと脱皮いたしました。また、昭和63年8月に店頭公開銘柄として遊技機業界初の株式公開を果たし、平成3年12月には、東京証券取引所にパチンコ機メーカーとして初の上場を果たしました。

他方、近年、当社の中核事業である遊技機事業を取り巻く環境は、パチンコ参加人口の長期的な伸び悩み、パチンコホール数の減少を背景に、市場規模が縮小している状況でありました。また、当社の業績は、パチンコ機・パチスロ機のヒット機種の有無によって大きく変動いたします。当社は、そのような状況をうけて、新しい収益の柱と成り得る事業の構築を最重要課題と位置付け、従来から遊技機専門メーカーから総合レジャー企業への成長の機会を探ってまいりました。

このような状況において、当社は平成23年5月に、対象者の筆頭株主であるL S F社との間で、L S F社の保有する対象者株式を当社に対して譲渡することにかかる協議を開始いたしました。L S F社は、L S F社の保有する対象者株式をL S F社の要求する水準の金額で買い付けることができる買主を選定するため、当社を含む複数の買主候補者にその譲渡希望条件等の提示を求めました。

当社とL S F社は、L S F社の保有する対象者株式の買取りについてその後も協議・交渉を進めてまいりましたが、平成23年9月、L S F社は、譲渡金額等の主要条件において最終的な公開買付応募契約を締結することができる譲渡先候補者として当社を選定いたしました。

過去（平成6年）、当社はゴルフ場施設を所有しゴルフレジャー部門に進出いたしました。毎期損失を計上することとなり、平成11年には撤退を余儀なくされました。そのため、単一のゴルフ場経営の難しさを十分に理解しております。他方、対象者は現在国内最大級である120箇所を超えるゴルフ場の運営を通じて、規模のメリット等を通じた安定収益の実現のためのノウハウを蓄積しております。したがって、対象者を当社グループの一員として迎えることで、当社の新しい収益の柱となる事業の確立に向けて、大きなステップを踏み出すことができると考えております。以上の経緯を踏まえ、L S F社の保有する対象者株式の買取価格を含めて、L S F社の保有する対象者株式の取得を行うかについて慎重に検討したところ、対象者を連結子会社とし、総合レジャー企業へと成長することが当社の企業価値の向上につながるとの結論に至り、平成23年10月26日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

### (3) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後の両社における具体的な取り組みの詳細については、今後、両社で検討を進めていきますが、当社は、本公開買付け成立後に関しましては、現行の対象者の事業方針・戦略の継続的な履行を予定しております。一方で、対象者の事業を当社グループの新規中核事業と位置づけ、ゴルフ場の追加買収等を通じた対象者の成長を、資金調達の側面からサポートしていくことにより、対象者の業界におけるスケールメリットの更なる拡大に資することができると考えております。また、対象者に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会において当社が選出した候補者を対象者の役員として若干名派遣することを予定しております。但し、当該臨時株主総会の開催時期及び当社が選出した候補者が対象者の役員として派遣された後における対象者の役員構成については、現時点において未定であります。

### (4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に関する合意

当社は、平成23年10月26日に、対象者の筆頭株主であるL S F社（L S F社が保有する対象者株式760,000株、株式所有割合60.90%）との間で本応募契約を締結しており、本応募契約において、L S F社から、L S F社が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しかつ撤回しない旨の同意を得ております。但し、本応募契約におけるL S F社のこれらの義務は、（ ）本公開買付けが本応募契約の規定に従って実施されており、かつ、当社が本公開買付けに関連して適用される法令等に基づき履行することが要求される義務を適式に履行していること、（ ）本応募契約において当社がL S F社に対して表明及び保証する事項（注1）が、重要な点において真実かつ正確であること、（ ）本応募契約において当社が履行することを要求される時点での当社の各義務（注2）が重要な点において適式に履行されていること、（ ）本公開買付けの完了を阻害する裁判所による命令等が発せられておらず、本公開買付けの完了を違法とする法令等が制定されていないこと又は本公開買付けに適用されていないこと、（ ）L S F社が、同社が保有する株式に設定された担保権の放棄を受けており、かつ、当該担保権者が、L S F社が同社保有の対象者株式を売却することに同意をしていること、を前提条件としております。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であってもL S F社がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

（注1）本応募契約においては、（ ）当社が日本法に基づき適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存在しており、当社が現在行っている事業を行うために必要な会社としての権利能力を有していること、（ ）当社が本応募契約を締結かつ履行するために必要な権能及び権限を有しており、本応募契約の締結及び履行は適法かつ有効に授權されていること、また、本応募契約は法令による制限のある場合を除き、当社の適法で有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、当社に対して本応募契約の条項に従って執行可能であること、（ ）当社による本契約の締結及び履行は、いずれの法令等にも違反又は違反行為を構成せず、当社の定款又はその他の社内規則に違反しないこと、（ ）当社が本応募契約を締結し、本公開買付けを完了することに関連して、いずれかの行政機関による又はいずれかの行政機関からの授權、承認、同意、証書、認可、許可又は特権をも要しないこと、（ ）当社が、本公開買付けを完了するのに十分な金額となる利用可能な現金及び既存の借入与信枠を有していること、及び、それらの与信枠に関する証書の写しがL S F社に提供されており、当社はこれらの現金及び借入与信枠を適時に利用することができること、（ ）当社が、対象者の事業、経営、資産、負債、経営成績、財務状態及び将来性について自ら独自に検討及び分析を行ったこと、が当社の表明保証事項とされております。

（注2）当社は、本応募契約において、本公開買付けを実施する義務のほか、（ ）本応募契約の締結日から本公開買付けの完了時までの間に、本応募契約における当社の表明、保証、合意又は誓約について、当社による違反若しくはそのおそれを認識した場合、L S F社に対して直ちに書面による通知を行うこと、（ ）本応募契約の締結日から1年を経過する日までの間、L S F社の事前の書面による同意無くして、対象者に雇用されている者の転籍の働きかけ又は引き抜きを行わず、かつ、行おうとしないこと、（ ）L S F社が所有する対象者株式に設定された担保権の放棄を受けるために必要な事項について合理的な協力を行うこと、（ ）本公開買付けに関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。）に基づき要求される届出を行い、必要な対応を行うこと等の義務を負っております。

(5) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける株券等の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるグリーンヒル・ジャパン株式会社（以下「グリーンヒル」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

グリーンヒルは、市場株価法、DCF法、類似企業比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、グリーンヒルから、平成23年10月25日に、対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、グリーンヒルから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

グリーンヒルが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法39,114円から41,319円

DCF法42,770円から54,313円

類似企業比較法39,033円から48,426円

類似公開買付事例におけるプレミアム分析法49,920円から55,821円

市場株価法では、平成23年10月25日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の終値（40,450円）、直近1週間（平成23年10月19日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,660円（小数点以下四捨五入。以下、後記の転換価額を除き、本項の円の数値について同じです。）、直近1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,114円）、直近3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,906円）及び直近6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（41,319円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲は39,114円から41,319円までと分析されております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年12月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲は42,770円から54,313円までと分析されております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値が評価され、普通株式1株当たりの価値の範囲は39,033円から48,426円までと分析されております。

類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成18年12月1日以降に公表された発行者以外の者による上場会社株式に対する公開買付け事例の中から、本公開買付けと類似性を有すると考えられる事例、具体的には、公開買付けを行った後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上であった事例で、かつ公開買付者が公開買付け後も対象会社株式の上場を維持することを企図していた事例を抽出し、公開買付け前一定期間の株価終値に対するプレミアムの状況を分析しました。公開買付け実施についての公表日の前営業日の終値、その1週間前（休日である場合には、その直前の営業日）の終値、及び1ヶ月前（休日である場合には、その直前の営業日）の終値に対するプレミアムは、それぞれ約38%、約34%及び約28%となりました。かかるプレミアムを応当日の対象者の株価終値に適用し、普通株式1株当たりの価値の範囲は49,920円から55,821円までと分析されております。

当社は、グリーンヒルから取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考として、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス（財務・税務・法務等）の結果及び対象者の筆頭株主であるLSF社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年10月26日付の取締役会決議によって、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格を1株当たり金52,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり金52,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年10月25日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値40,450円に対して28.55%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）、過去1週間（平成23年10月19日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,660円に対して31.11%、過去1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,114円に対して32.94%、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25

日まで)の終値の単純平均値39,906円に対して30.31%、過去6ヶ月間(平成23年4月26日から平成23年10月25日まで)の終値の単純平均値41,319円に対して25.85%のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり金52,000円は、本書提出日の前営業日である平成23年10月26日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値39,850円に対して30.49%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権者について、対象者又は対象者の子会社の役員又は使用人の地位と関連した条件が設けられており、また、本新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者の取締役会の承認を要するものとされていることに照らすと、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行って行使することができないおそれがあることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しています。

また、当社は、対象者の発行に係る本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり52,000円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり52,000円に、本新株予約権付社債の額面金額である5,000,000円をその転換価額である170,684.2円で除して算出される数値を乗じた金額である1,523,281円を、本新株予約権付社債1個当たり(即ち、その額面金額である5,000,000円当たり)の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格1,523,281円は、額面金額に対して69.53%のディスカウントをした金額となります。なお、本新株予約権付社債には、( )法に従って、対象者以外の者により対象者の普通株式の公開買付けが行われ、( )対象者が、法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公表し、( )対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得の結果、対象者の普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、対象者又は公開買付者が、当該取得後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより対象者の普通株式を取得した場合には、対象者は、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、本新株予約権付社債の額面金額の100%から160%までの範囲内で一定の方式に従って算出される償還金額に未払経過利息を付して繰上償還するものとするとの対象者の償還義務を定めた条項(本項において以下「本繰上償還条項」といいます。)が付されております(なお、対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合(かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合を除きます。))には、本繰上償還条項は適用されない旨の規定が別途定められています。)。しかし、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに際しては、公開買付者が、後記「3. 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表しているため、対象者は、本繰上償還条項に基づく繰上償還義務は生じないと見込んでおり(上記( )括弧内の但書参照)、また、対象者は、本新株予約権付社債権者に対する上記の通知を対象者が行うことも予定していないとのことですので、本新株予約権付社債の買付け等の価格の算定に際しては、本繰上償還条項に基づく繰上償還がなされないことを前提としております。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者、L S F社及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しないS M B C日興証券に対象者株式の価値の算定を依頼し、S M B C日興証券より対象者株式の株式価値算定書を取得のうえ、当社から提示された本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格の公正性を判断するための基礎資料としたとのこと。なお、対象者は、S M B C日興証券より買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのこと。

S M B C日興証券が対象者の普通株式の株式価値分析に用いた手法は、市場株価法及びD C F法であり、各々の手法により算定された対象者株式の1株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

(a) 市場株価法：39,114円～39,302円

(b) D C F法：80,786円～98,503円

市場株価法では、平成23年10月25日を評価基準日として、対象者株式の東京証券取引所における平成23年9月26日から平成23年10月25日までの直近1ヶ月における終値の単純平均値39,114円及び対象者の平成23年8月8日付「業績予想と実績の差異、および配当予想の修正等に関するお知らせ」の公表の翌営業日である平成23年8月9日から平成23年10月25日までの期間における終値の単純平均値39,302円を基に、対象者の普通株式1株当たりの株式価値を39,114円～39,302円までと算定しているとのこと。

D C F法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの株式

価値を、80,786円～98,503円と算定しているとのことです。

なお、対象者によれば、本新株予約権については、本公開買付けの対象にはなるものの、本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行行使することができないおそれがあることに鑑み、S M B C日興証券から価格算定書を取得していないとのことです。

また、対象者によれば、本新株予約権付社債についても、本公開買付けの対象にはなるものの、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使時の払込金額が170,684.2円と、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格を大幅に上回っており、本公開買付けにより本新株予約権付社債を取得したとしても、これを行行使する可能性が高いとはいえないことに鑑み、S M B C日興証券から価格算定書を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権付社債には、( )法に従って、対象者以外の者により対象者の普通株式の公開買付けが行われ、( )対象者が、法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公表し、( )対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得の結果、対象者の普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付け届出書等で公表又は容認し(但し、対象者又は公開買付者が、当該取得後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより対象者の普通株式を取得した場合には、対象者は、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、本新株予約権付社債の額面金額の100%から160%までの範囲内で一定の方式に従って算出される償還金額に未払経過利息を付して繰上償還するものとするとの対象者の償還義務を定めた条項(本項において以下「本繰上償還条項」といいます。)が付されております(なお、対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付け届出書等で公表した場合(かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合を除きます。))には、本繰上償還条項は適用されない旨の規定が別途定められています。、しかしながら、本公開買付けに際しては、公開買付者が、後記「3. 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表しており、本繰上償還条項に基づく繰上償還義務が生じないことが見込まれていますので(上記( )括弧内の但書参照)、対象者としては、本公開買付けの後、本新株予約権付社債の繰上償還を予定しておらず、本新株予約権付社債権者に対する上記の通知を行うことも予定していないとのことです。

#### 対象者における利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役である高松丈久氏及びヴィリリトニー氏は、それぞれ、高松丈久氏については、L S F社と同じくローン・スター・ファンド傘下にある株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ、ヴィリリトニー氏については、同じくローン・スター・ファンド傘下にあるソラーレホテルズアンドリゾーツ株式会社(以下「ソラーレ」といいます。)の役員を兼任していることから、利益相反のおそれを回避するため、上記の平成23年10月26日開催の対象者の取締役会を含め、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において協議・交渉にも参加していないとのことです。そして、対象者は、本公開買付けについて慎重に協議、検討の結果、本公開買付けにより当社がL S F社所有の対象者の普通株式を取得し、対象者が当社の連結子会社となることは、( )短期的な投資回収を目的としない事業会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の経営安定に資すること、( )資金調達側面から、対象者によるゴルフ場の追加買収を通じた成長への支援が期待できること、及び( )対象者の経営方針及び事業計画の継続性が保てる見込みであること等に鑑みると、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、平成23年10月26日開催の対象者取締役会においては、対象者取締役のうち、上記の2名の取締役を除く対象者の全ての取締役3名が出席し、本公開買付けに賛同するとともに、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載の理由から、対象者の普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債について本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれ株主、本新株予約権者及び本新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることについて決議しているとのことです。

また、対象者の平成23年10月26日開催の取締役会には、対象者の全ての監査役3名(うち2名は社外監査役)が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項(すなわち、本公開買付けについて、( )賛同の意見を表明する旨、並びに( )対象者の普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主、本新株予約権者及び本新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議)について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者代表取締役の氏家顕太郎氏は、ソラーレ、及びローン・スター・ファンドに投資顧問サービスを提供するハドソン・ジャパン株式会社(以下「ハドソン」といいます。)の元取締役であるものの、既にソラーレ及びハドソンの取締役を退任しており、今後、ソラーレ及びハドソンを含むローン・スター・ファンドに関連する会社の役職員に復帰する予定がないことから、対象者は、氏家顕太郎氏が本公開買付けに関する審議及び決議に参加し、本公開買付けに関する意見を表明することにつき、ペーカー・マッケンジー法律事務所から法的助言を受けた上で、利益相反の疑いは有



しないと対象者取締役会において判断しているとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、対象者、L S F社及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてペーカー & マッケンジー法律事務所を選任し、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者取締役会に対して法的助言を受けているとのことです。

#### 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場子会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに係る対象者の意見表明は、第三者である当社が対象者の支配株主であるL S F社からの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであるため、対象者の支配株主であるL S F社との間に利害関係を有しないペーカー & マッケンジー法律事務所から、平成23年10月25日付で( )本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることについて、対象者の企業成長戦略及び当社と対象者のシナジー効果の観点に基づき、対象者の中長期的な企業価値の向上を図る目的から検討されており、その内容及び検討過程には特段不合理な点は認められないこと、( )買付価格及び本公開買付けに関する諸条件等について当社とL S F社との間で実質的な交渉が行われており、その交渉過程につき公正性に疑義を生じさせるような事実は見当たらないこと、( )買付価格の公正性を判断するにあたりS M B C日興証券から対象者株式の株式価値算定書を取得するなど、対象者における本公開買付けに関する意見の決定過程は適法かつ公正であること等の事情を総合的に検討した上で、本公開買付けに係る対象者の決定が少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されているところ、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付け後も対象者株式について上場を維持することを希望しているとのことであり、また、公開買付者も、対象者株式全ての取得又は上場廃止を企図しておりません。もっとも、本公開買付けにおいては、L S F社以外の対象者株主の皆様に対してはL S F社と同様の対象者株式の売却機会を確保する目的から上限を設けていないため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。)及び自己株式数を控除した株式数。)が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。)が事業年度の末日において、5億円未満(平成23年12月末までの間は、3億円未満。)となった場合において、1年以内に5億円以上(平成23年12月末までの間は、3億円以上。)とならないとき等の上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場が引きつづき維持されるよう最善の努力を行ってまいります。また、当社は、本公開買付けにより対象者を連結子会社とした後、対象者と協力して対象者の企業価値の向上を目指していく所存ですので、当社といたしましては、引きつづき、対象者の株主の皆様から対象者の株主としてご支援をいただきたいと希望しております。



(7) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、対象者を当社の連結子会社とすることを企図しておりますが、対象者株式全ての取得又は上場廃止は企図しておらず、現時点で、本公開買付け後に、対象者の株券等の追加取得を行うことは予定しておりません。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年10月27日（木曜日）から平成23年11月28日（月曜日）まで（21営業日）
公告日	平成23年10月27日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成23年12月9日（金曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社平和  
東京都台東区東上野二丁目22番9号  
(03) 3839 - 0077（代表）  
経理グループ  
確認受付時間 平日10時から18時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金52,000円
新株予約権証券	第 4 回新株予約権 1 個につき金 1 円 第 5 回新株予約権 1 個につき金 1 円 第 7 回新株予約権 1 個につき金 1 円 第 8 回新株予約権 1 個につき金 1 円
新株予約権付社債券	本新株予約権付社債 1 個 (額面500万円) につき金1,523,281円
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるグリーンヒルに対象者の株式価値の算定を依頼しました。</p> <p>グリーンヒルは、市場株価法、DCF法、類似企業比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、グリーンヒルから、平成23年10月25日に、対象者の株式価値の算定結果に関する算定書を取得いたしました。なお、当社は、グリーンヒルから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>グリーンヒルが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法39,114円から41,319円 DCF法42,770円から54,313円 類似企業比較法39,033円から48,426円 類似公開買付事例におけるプレミアム分析法49,920円から55,821円</p> <p>市場株価法では、平成23年10月25日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の終値（40,450円）、直近 1 週間（平成23年10月19日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,660円（小数点以下四捨五入、以下、後記の転換価額を除き、本項の円の数値について同じです。）、直近 1 ヶ月間（平成23年 9 月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,114円）、直近 3 ヶ月間（平成23年 7 月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,906円）及び直近 6 ヶ月間（平成23年 4 月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（41,319円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲は39,114円から41,319円までと分析されております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年12月期第 3 四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲は42,770円から54,313円までと分析されております。</p> <p>類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値が評価され、普通株式 1 株当たりの価値の範囲は39,033円から48,426円までと分析されております。</p>

類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成18年12月1日以降に公表された発行者以外の者による上場会社株式に対する公開買付け事例の中から、本公開買付けと類似性を有すると考えられる事例、具体的には、公開買付けを行った後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上であった事例で、かつ公開買付者が公開買付け後も対象会社株式の上場を維持することを企図していた事例を抽出し、公開買付け前一定期間の株価終値に対するプレミアムの状況を分析しました。公開買付け実施についての公表日の前営業日の終値、その1週間前の日（休日である場合には、その直前の営業日）の終値、及び1ヶ月前の日（休日である場合には、その直前の営業日）の終値に対するプレミアムは、それぞれ約38%、約34%及び約28%となりました。かかるプレミアムを応当日の対象者の株価終値に適用し、普通株式1株当たりの価値の範囲は49,920円から55,821円までと分析されております。

当社は、グリーンヒルから取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考として、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス（財務・税務・法務等）の結果及び対象者の筆頭株主であるLSF社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年10月26日付の取締役会決議によって、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格を1株当たり金52,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり金52,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年10月25日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値40,450円に対して28.55%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）、過去1週間（平成23年10月19日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,660円に対して31.11%、過去1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,114円に対して32.94%、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,906円に対して30.31%、過去6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値41,319円に対して25.85%のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり金52,000円は、本書提出日の前営業日である平成23年10月26日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値39,850円に対して30.49%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権者について、対象者又は対象者の子会社の役員又は使用人の地位と関連した条件が設けられており、また、本新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者の取締役会の承認を要するものとされていることに照らすと、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないおそれがあることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しています。

	<p>また、当社は、対象者の発行に係る本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり52,000円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり52,000円に、本新株予約権付社債の額面金額である5,000,000円をその転換価額である170,684.2円で除して算出される数値を乗じた金額である1,523,281円を、本新株予約権付社債1個当たり（即ち、その額面金額である5,000,000円当たり）の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格1,523,281円は、額面金額に対して69.53%のディスカウントをした金額となります。なお、本新株予約権付社債には、( )法に従って、対象者以外の者により対象者の普通株式の公開買付けが行われ、( )対象者が、法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公表し、( )対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得の結果、対象者の普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、対象者又は公開買付者が、当該取得後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより対象者の普通株式を取得した場合には、対象者は、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の額面金額の100%から160%までの範囲内で一定の方式に従って算出される償還金額に未払経過利息を付して繰上償還するものとするとの対象者の償還義務を定めた条項（本項において以下「本繰上償還条項」といいます。）が付されております（なお、対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合（かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合を除きます。）には、本繰上償還条項は適用されない旨の規定が別途定められています。）。しかし、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに際しては、公開買付者が、本公開買付けの後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表しているため、対象者は、本繰上償還条項に基づく繰上償還義務は生じないと見込んでおり（上記( )括弧内の但書参照）、また、対象者は、本新株予約権付社債権者に対する上記の通知を対象者が行うことも予定していないとのことですので、本新株予約権付社債の買付け等の価格の算定に際しては、本繰上償還条項に基づく繰上償還がなされないことを前提としております。</p>
算定の経緯	<p>対象者は平成16年12月にゴルフ場の保有・運営を主たる事業とする対象者グループ会社の株式を保有する持株会社として設立し、それ以降、経営破綻したゴルフ場の取得を積極的に行い、事業を拡大してまいりました。平成18年12月期末には、保有・運営ゴルフ場数が100を超え、国内最大級のゴルフ場運営会社に成長し、安定した収益性を実現しております。また、平成17年12月には、東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。</p> <p>これに対し、当社は、パチンコ機・パチスロ機の開発・製造・販売を主な内容とする遊技機事業において、エンドユーザーのニーズを先取りした魅力あふれる商品を市場に提供し、シェアの拡大及び業績の拡大に努めてまいりました。もともとパチンコ機メーカーとしてスタートした当社は、平成19年8月に開発力に優れるパチスロ機メーカーの株式会社オリンピアを株式交換により完全子会社化いたしました。これにより、当社はパチンコ機及びパチスロ機の両輪を併せ持つ遊技機メーカーへと脱皮いたしました。また、昭和63年8月に店頭公開銘柄として遊技機業界初の株式公開を果たし、平成3年12月には、東京証券取引所にパチンコ機メーカーとして初の上場を果たしました。</p>

他方、近年、当社の中核事業である遊技機事業を取り巻く環境は、パチンコ参加人口の長期的な伸び悩み、パチンコホール数の減少を背景に、市場規模が縮小している状況でありました。また、当社の業績は、パチンコ機・パチスロ機のヒット機種の有無によって大きく変動いたします。当社は、そのような状況をうけて、新しい収益の柱と成り得る事業の構築を最重要課題と位置付け、従来から遊技機専門メーカーから総合レジャー企業への成長の機会を探ってまいりました。

このような状況において、当社は平成23年5月に、対象者の筆頭株主であるL S F社との間で、L S F社の保有する対象者株式を当社に対して譲渡することにかかる協議を開始いたしました。L S F社は、L S F社の保有する対象者株式をL S F社の要求する水準の金額で買い付けることができる買主を選定するため、当社を含む複数の買主候補者にその譲受希望条件等の提示を求めました。

当社とL S F社は、L S F社の保有する対象者株式の買取りについてその後も協議・交渉を進めてまいりましたが、平成23年9月、L S F社は、譲渡金額等の主要条件において最終的な公開買付応募契約を締結することができる譲渡先候補者として当社を選定いたしました。

過去（平成6年）、当社はゴルフ場施設を所有しゴルフレジャー部門に進出いたしました。毎期損失を計上することとなり、平成11年には撤退を余儀なくされました。そのため、単一のゴルフ場経営の難しさを十分に理解しております。他方、対象者は現在国内最大級である120箇所を超えるゴルフ場の運営を通じて、規模のメリット等を通じた安定収益の実現のためのノウハウを蓄積しております。したがって、対象者を当社グループの一員として迎えることで、当社の新しい収益の柱となる事業の確立に向けて、大きなステップを踏み出すことができると考えております。以上の経緯を踏まえ、L S F社の保有する対象者株式の買取価格を含めて、L S F社の保有する対象者株式の取得を行うかについて慎重に検討したところ、対象者を連結子会社とし、総合レジャー企業へと成長することが当社の企業価値の向上につながるとの結論に至り、平成23年10月26日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるグリーンヒルに対象者の株式価値の算定を依頼しました。

グリーンヒルは、市場株価法、DCF法、類似企業比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、グリーンヒルから、平成23年10月25日に、対象者の株式価値の算定結果に関する算定書を取得いたしました。なお、当社は、グリーンヒルから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

グリーンヒルが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法39,114円から41,319円

DCF法42,770円から54,313円

類似企業比較法39,033円から48,426円

類似公開買付事例におけるプレミアム分析法49,920円から55,821円

市場株価法では、平成23年10月25日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の終値（40,450円）、直近1週間（平成23年10月19日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,660円（小数点以下四捨五入。以下、後記の転換価額を除き、本項の円の数値について同じです。）、直近1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（39,114円）、直近3ヶ月間（平成23年7月26日から10月25日まで）の終値の単純平均値（39,906円）及び直近6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値（41,319円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲は39,114円から41,319円までと分析されております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年12月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲は42,770円から54,313円までと分析されております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値が評価され、普通株式1株当たりの価値の範囲は39,033円から48,426円までと分析されております。

類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成18年12月1日以降に公表された発行者以外の者による上場会社株式に対する公開買付け事例の中から、本公開買付けと類似性を有すると考えられる事例、具体的には、公開買付けを行った後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2以上であった事例で、かつ公開買付者が公開買付け後も対象会社株式の上場を維持することを企図していた事例を抽出し、公開買付け前一定期間の株価終値に対するプレミアムの状況を分析しました。公開買付け実施についての公表日の前営業日の終値、その1週間前の日（休日である場合には、その直前の営業日）の終値、及び1ヶ月前の日（休日である場合には、その直前の営業日）の終値に対するプレミアムは、それぞれ約38%、約34%及び約28%となりました。かかるプレミアムを応当日の対象者の株価終値に適用し、普通株式1株当たりの価値の範囲は49,920円から55,821円までと分析されております。

当社は、グリーンヒルから取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考として、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス（財務・税務・法務等）の結果及び対象者の筆頭株主であるLSF社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年10月26日付の取締役会決議によって、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格を1株当たり金52,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり金52,000円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年10月25日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値40,450円に対して28.55%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）、過去1週間（平成23年10月19日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,660円に対して31.11%、過去1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,114円に対して32.94%、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値39,906円に対して30.31%、過去6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日まで）の終値の単純平均値41,319円に対して25.85%のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり金52,000円は、本書提出日の前営業日である平成23年10月26日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値39,850円に対して30.49%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権者について、対象者又は対象者の子会社の役員又は使用人の地位と関連した条件が設けられており、また、本新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者の取締役会の承認を要するものとされていることに照らすと、当社が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行行使することができないおそれがあることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しています。

また、当社は、対象者の発行に係る本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり52,000円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格である1株当たり52,000円に、本新株予約権付社債の額面金額である5,000,000円をその転換価額である170,684.2円で除して算出される数値を乗じた金額である1,523,281円を、本新株予約権付社債1個当たり（即ち、その額面金額である5,000,000円当たり）の買付け等の価格とすることを決定しております。当該買付け等の価格1,523,281円は、額面金額に対して69.53%のディスカウントをした金額となります。なお、本新株予約権付社債には、( )法に従って、対象者以外の者により対象者の普通株式の公開買付けが行われ、( )対象者が、法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公表し、( )対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得の結果、対象者の普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、対象者又は公開買付者が、当該取得後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、( )公開買付者が当該公開買付けにより対象者の普通株式を取得した場合には、対象者は、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の額面金額の100%から160%までの範囲内で一定の方式に従って算出される償還金額に未払経過利息を付して繰上償還するものとするとの対象者の償還義務を定めた条項（本項において以下「本繰上償還条項」といいます。）が付されております（なお、対象者又は公開買付者が、当該公開買付けによる対象者の普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合（かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合を除きます。）には、本繰上償還条項は適用されない旨の規定が別途定められています。）。しかし、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに際しては、公開買付者が、本公開買付けの後も対象者が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表しているため、対象者は、本繰上償還条項に基づく繰上償還義務は生じないと見込んでおり（上記( )括弧内の但書参照）、また、対象者は、本新株予約権付社債権者に対する上記の通知を対象者が行うことも予定していないとのことですので、本新株予約権付社債の買付け等の価格の算定に際しては、本繰上償還条項に基づく繰上償還がなされないことを前提としております。



( 3 ) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,247,990 (株)	625,243 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(625,243株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。また、買付予定数の下限(625,243株)は、対象者が平成23年8月11日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,183,633株)に、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の第4回新株予約権(1,500個)、第5回新株予約権(501個)、第7回新株予約権(1,000個)及び第8回新株予約権(2,475個)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(5,476株)並びに本新株予約権付社債の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(58,881株)を加算した株式数(1,247,990株)の50.10%に相当します。但し、第7回新株予約権(1,000個)においては、公開買付期間の末日までに権利行使期間は到来いたしません。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である1,247,990株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成23年8月11日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(1,183,633株)に、同四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の第4回新株予約権(1,500個)、第5回新株予約権(501個)、第7回新株予約権(1,000個)及び第8回新株予約権(2,475個)の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(5,476株)並びに本新株予約権付社債の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(58,881株)を加算した株式数(1,247,990株)になります。但し、第7回新株予約権(1,000個)においては、公開買付期間の末日までに権利行使期間は到来いたしません。
- (注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,247,990
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	64,357
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月27日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年10月27日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年6月30日現在)(個)(j)	1,183,633
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(1,247,990株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成23年8月11日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の本新株予約権(5,476個)の目的となる対象者株式の議決権の最大数(5,476個)及び本新株予約権付社債に付されている新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式の議決権の最大数(58,881個)の合計を記載しております。但し、本新株予約権に含まれる第7回新株予約権(1,000個)においては、公開買付期間の末日までに権利行使期間は到来いたしません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成23年8月11日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日現在の本新株予約権(5,476個)の目的となる対象者株式の議決権の最大数(5,476個)及び本新株予約権付社債に付されている新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式の議決権の最大数(58,881個)を加えて、分母を1,247,990個として計算しております。但し、本新株予約権に含まれる第7回新株予約権(1,000個)においては、公開買付期間の末日までに権利行使期間は到来いたしません。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

当社は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過する日までは本公開買付けによって対象者株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本公開買付けによる対象者株式の取得に関して、平成23年10月7日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、当該株式取得に関しては、原則として平成23年11月6日をもって、待機期間は終了する予定です。また、当社は、公正取引委員会より同月14日付けの排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、措置期間は同月14日をもって終了いたしました。

### (3)【許可等の日付け及び番号】

許可等の日付 平成23年10月14日（措置期間の終了による）

許可等の番号 公経企第256号

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）（以下「インターネットサービス」といいます。）にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

新株予約権の応募に際しては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、野村ネット&コールを経由した応募の受付は行われません。

新株予約権付社債の応募に際しては、新株予約権付社債の包括大券が、欧州の証券決済機関であるユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイ（Euroclear Bank S.A./N.V.）又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（Clearstream Banking, societe anonyme）の共通保管機関に保管されている場合は、新株予約権付社債券の提出は必要ありませんが、公開買付期間中に、ユーロクリア・バンク・エス・エイ・エヌ・ブイにおける公開買付代理人の顧客口決済口座に、応募する新株予約権付社債を移管していただくことが必要となります。新株予約権付社債の応募に際しては、当該公開買付代理人の顧客口決済口座への外国証券保管依頼書を、公開買付応募申込書とあわせて提出していただきます。なお、かかる手続を経た新株予約権付社債権者は、公開買付代理人における口座が開設された後、本公開買付けが成立し、当該新株予約権付社債の決済が行われるまでの間、当該口座において新株予約権付社債を保有することとなります。

なお、野村ネット&コールを経由した応募の受付は行われません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 < 発行から6ヶ月以内の原本 >

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限

申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	64,895,480,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	250,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	65,149,480,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,247,990株)に本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格(52,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	879
定期預金	8,130,000
計(a)	8,130,879

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に 充当するための借入れ (注1)(注2)	59,000,000
計(b)				59,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から59,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書(本書の添付書類)を平成23年10月25日付で取得しております。なお、当該融資にかかる契約においては、貸付実行の前提条件として当該融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

(注2) 借入れの具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議の上、融資にかかる契約において定めることとされております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

67,130,879千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成23年12月5日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成23年12月16日(金曜日)となります。



(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

新株予約権付社債については、新株予約権付社債の応募に際して提出された書類（前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（625,243株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（625,243株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
計						

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月8日関東財務局長に提出

なお、公開買付期間中である平成23年11月8日に、第44期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）に係る四半期報告書を提出予定です。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社平和

（東京都台東区東上野二丁目22番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年10月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数(合計2個)を含めています。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年10月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成23年10月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数(合計2個)を含めています。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成23年10月27日現在)

氏名又は名称	中田 勝昌
住所又は所在地	東京都台東区東上野二丁目11番7号(株式会社オリンピア所在地)
職業又は事業の内容	株式会社オリンピア 取締役
連絡先	連絡者 株式会社平和 連絡場所 東京都台東区東上野二丁目22番9号 電話番号 03 3839 0077(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

中田 勝昌

(平成23年10月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である中田勝昌氏は、小規模所有者に該当いたしますので、中田勝昌氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1公開買付要領」の「5買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の株(平成23年10月27日現在)(個)(g)」には記載していません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。



## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成23年10月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについては、( )短期的な投資回収を目的としない事業会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の経営安定に資すること、( )資金調達の側面から、対象者によるゴルフ場の追加買収を通じた成長への支援が期待できること、及び( )対象者の経営方針及び事業計画の継続性が保てる見込みであること等に鑑みると、対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、賛同の意見を表明することが、審議及び決議に参加した取締役3名全員の一致により決議されたとのことです(なお、対象者によれば、対象者の取締役は合計5名であるところ、そのうち、高松丈久氏及びヴィリリトニー氏については、それぞれ、高松丈久氏については、L S F社と同じくローン・スター・ファンド傘下にある株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ、ヴィリリトニー氏については、同じくローン・スター・ファンド傘下にあるソラーレの役員を兼任していることから、利益相反のおそれを回避するため、上記の平成23年10月26日開催の対象者の取締役会を含め、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において協議・交渉にも参加していないとのことです。)。一方、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、( )対象者の普通株式については、(a)当社、L S F社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないS M B C日興証券から取得した対象者の普通株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付け等の価格は、D C F法に基づくレンジの下限価格である1株当たり80,786円を上回っていないことに加え、(b)本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者においても上場を維持することを希望しており、また、対象者の普通株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討した上で、対象者の普通株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向であることを踏まえ、対象者の普通株式について本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を、また、( )本新株予約権及び本新株予約権付社債についても、上記(b)と同様の理由から、本新株予約権及び本新株予約権付社債について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者及び本新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねる旨を、審議及び決議に参加した取締役3名全員の一致により決議したとのことです(なお、対象者によれば、上記の本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨の決議と同様の理由により、高松丈久氏及びヴィリリトニー氏については、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。))。

また、上記の平成23年10月26日開催の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役3名(うち2名は社外監査役)が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項(すなわち、本公開買付けについて、( )賛同の意見を表明する旨、並びに( )対象者の普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主、本新株予約権者及び本新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議。)について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価	45,950	45,800	43,250	44,250	44,000	40,500	40,950
最低株価	42,700	42,600	39,950	41,150	37,100	38,000	38,200

(注) 平成23年10月については、10月26日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 6 期 ( 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日 ) 平成22年 3 月26日関東財務局長に提出  
事業年度 第 7 期 ( 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日 ) 平成23年 3 月24日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 8 期第 2 四半期 ( 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日 ) 平成23年 8 月11日関東財務局長に提出  
なお、対象者によれば、対象者は平成23年11月11日に、第 8 期第 3 四半期 ( 自 平成23年 7 月 1 日 至 平成23年 9 月30日 ) に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書 ( 上記 事業年度 第 6 期 ( 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日 ) 有価証券報告書の訂正報告書 ) を平成22年 6 月15日に関東財務局長に提出

- ( 2 ) 【上記書類を縦覧に供している場所】  
P G Mホールディングス株式会社  
( 東京都港区高輪一丁目 3 番13号 )  
株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

5 【その他】

該当事項はありません。